

長建協発第306号
平成27年10月6日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

化学物質等の表示及びリスクアセスメントに係る関係政省令、
指針等の制定について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、人に対する一定の危険性又は有害性が明らかになっている化学物質等については、労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年法律第82号）により、そのリスクアセスメントが義務化され、また、その譲渡又は提供時の名称等の表示については、労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令（平成27年政令第250号）により、表示義務の対象が拡大されたところであります。

今般、化学物質等の表示及びリスクアセスメント等の見直しに係り、関係する指針、通達等の制定、改廃が行われ、平成28年6月1日から施工されることとなりました。

これに伴い、対象となる化学物質等について、譲渡又は提供する際における容器又は包装ラベル表示及び安全シート（SDS）の交付並びに化学物質等を取り扱う際のリスクアセスメントの対策が必要となりました。

つきましては、標記について、全建を通じ厚生労働省労働基準局長より別添のとおり周知依頼がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。